

総務委員会

期日：平成 29 年 9 月 15 日(金) 午前 9 時～

場所：第 1 委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 理事者挨拶

4 議案審査

(1) 議案第 71 号

「飯田市企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第 78 号

「和解をすることについて」

(3) 議案第 82 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 3 号）案」のうち、当委員会付託分

【別紙付託表】

(4) 議案第 84 号

「平成 29 年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）案」

(5) 議案第 88 号

「平成 28 年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分

【別紙付託表】

(6) 議案第 93 号

「平成 28 年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 507 頁】

(7) 議案第 94 号

「平成 28 年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 525 頁】

(8) 議案第 97 号

「平成 28 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 581 頁】

(9) 議案第 103 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 4 号）案」のうち、当委員会付託分

1 歳入

款	項	目	議案 頁
18 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	10
20 市債	1 市債	11 災害復旧債	10

2 歳出

なし

3 地方債補正

5 請願・陳情審査

(1) 29 請願第 2 号(新規)

【資料No.1】

要旨：「国に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出願いたい」

請願者住所氏名：飯田市大久保町 2534 番地

飯田市職員労働組合 執行委員長 小林 晋 氏

6 閉 会

議案第 82 号 平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 3 号）案
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	10
17 繰入金	2 基金繰入金	1 基金繰入金	12
18 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	12
20 市債	1 市債	3 民生債	14
		8 土木費	14
		10 教育債	14
		16 臨時財政対策債	14

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	2 広報広聴費	16
		3 財産管理費	16
		5 自治振興費	16
	2 徴税費	2 賦課費	16
	4 選挙費	1 選挙管理委員会費	16

3 地方債補正

議案第 88 号 平成 28 年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
1	市税		20
2	地方譲与税		22
3	利子割交付金		22
4	配当割交付金		22
5	株式等譲渡所得割交付金		22
6	地方消費税交付金		24
7	自動車取得税交付金		24
8	地方特例交付金		24
9	地方交付税		24
10	交通安全対策特別交付金		24
11	分担金及び負担金	2 負担金	2 総務費負担金 26
12	使用料及び手数料	1 使用料	2 総務費使用料 28
			4 衛生使用料関係分 28
		2 手数料	2 総務手数料 32
			4 衛生手数料 32
3 証紙収入	34		
13	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金 36	
		9 消防費国庫補助金 38	
	3 委託金	2 総務費委託金 40	
		3 民生費委託金関係分 40	
14	2 県補助金	2 総務費県補助金 42	
		4 衛生費県補助金関係分 44	
		9 消防費県補助金 46	
	3 委託金	2 総務費委託金 46	
15	1 財産運用収入	1 財産貸付収入関係分 48	
		2 利子及び配当金 50	
		3 基金運用収入関係分 50	
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入関係分 50	
16	1 寄附金	2 総務費寄附金 52	
		4 衛生費寄附金 52	
17	1 財産区繰入金	1 財産区繰入金関係分 54	
	2 基金繰入金	54	

款	項	目	議案頁
18 繰越金			54
19 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料		54
	2 市預金利子		54
	5 雑入	1 雑入関係分	58
20 市債			64

2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費	1 議会費		72
2 総務費	1 総務管理費	9 企画費非所管分を除く	74
		17 リニア推進事業費関係分	
	2 徴税費		104
	3 戸籍住民基本台帳費		108
	4 選挙費		110
	5 統計調査費		116
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会援護費関係分	124
		6 国民年金費	138
4 衛生費	1 保健衛生費	4 環境衛生費	184
		5 環境保全費非所管分を除く	186
	2 清掃費		194
9 消防費	1 消防費		276
12 公債費	1 公債費		346
13 諸支出金	1 積立金		346
14 予備費	1 予備費		350

和解をすることについて

1 経過報告

(1) 課税誤りの発生

税務課が、「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」(※脚注 1 参照) (以下「住宅特例」という) の適用を誤った(※脚注 2 参照) ため、相手方の固定資産税・都市計画税が平成 3 年度から 28 年度まで合わせて 197 万円余が過大に課税され、その間、市も相手方も誤りに気付くことなく 26 年間にわたり過大徴収していた。

※脚注 1 住宅特例

土地面積の要件	名称	固定資産税	都市計画税
住宅 1 戸当たり 200 ㎡以下の部分	小規模住宅用地	課税標準となるべき価格の 6 分の 1	課税標準となるべき価格の 3 分の 1
住宅 1 戸当たり 200 ㎡を超える部分	一般住宅用地	課税標準となるべき価格の 3 分の 1	課税標準となるべき価格の 3 分の 2

※脚注 2 課税誤りの概要

平成 2 年、相手方が建設した集合住宅 (3 棟、14 戸) の敷地に住宅特例を用いる際の住宅戸数を、本来 14 とするべきところを誤って 3 としたため、当該敷地 2, 100 ㎡余の全てが本来は小規模住宅用地となるところを、600 ㎡ (3 戸×200 ㎡) しか適用されておらず、残りの 1, 500 ㎡余が一般住宅用地とされた。

(2) 課税誤りの判明

平成 28 年 10 月下旬に、相手方が所有する土地に隣接する市道の分筆に伴い、税務課担当者が相手方の土地の資料をチェックしたところ、課税誤り(※脚注 2 参照) を発見した。

(3) 原告への報告及び謝罪～訴訟の提起

平成 28 年 11 月、市は課税誤りを相手方に報告し、謝罪するとともに、地方税法に基づき過去 5 年分を還付すること(※脚注 3 参照) を説明したが、相手方はこれを不服として平成 29 年 2 月に、過誤納金の返還を求めて市を相手取り、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

※脚注 3 地方税法により還付可能な過誤納相当額の還付

地方税法により還付可能な過去 5 年分 (平成 24～28 年度) の過誤納相当額 38 万円余については、平成 29 年 2 月末までに還付加算金を付して相手方に還付した。

2 訴訟内容について

(1) 飯田市が応訴した理由

- ・課税を誤った原因は市側の事務的なミスであり、市に大きな過失があるものの、地方税法では過去5年分（平成24年度以降）しか還付できない規定であり、市の判断で合法的に返還できる限界である。
- ・国家賠償法は、「民法の規定を適用し、過去20年分は賠償を請求できる」ことになっている。しかし、これには不法行為があったこと及び加害者側の過失がどれだけあるかについて、諸々の事実を踏まえ、法的な合理性に照らして、公正な第三者により判断（決定）してもらう必要がある。
- ・上記2点から、「市の独自判断では賠償金額決定の根拠、また市民や議会への説明が難しく、司法の判断を仰ぐべきである」と考えて応訴した。

(2) 相手方の主張

- ・平成8年度から平成23年度までの過誤納金に、弁護士費用及び遅延損害金（民法で定める年5分の利息）を加えた金額の支払いを求める。
- ・既に市から還付された平成24年度から平成27年度の還付加算金に民法で定める年5分で計算した遅延損害金の差額の支払いを求める。

(3) 飯田市の主張

- ・相手方が主張する平成8年度は民法が定める除斥期間20年の外にあるため、国家賠償法が規定する賠償の対象にならない。
- ・平成9年度から平成23年度までの過誤納金のうち相手方に3割以上の過失相殺（※脚注4参照）を求め、相殺後の元本に遅延損害金（民法で定める年5分の利息）を加えて相手方に支払う。弁護士費用は相手方の負担とする。
- ・既に相手方に還付した平成24年度から平成27年度の還付加算金の利率は地方税法の規定に基づくものであるため、差額の支払いには応じられない。

※脚注4 3割以上の過失相殺の根拠について

過去の同様の判例でも多くのケースで3割の過失相殺が認定されていたため。

3 和解に向けて

(1) 和解に向けての経過

本年2月の訴訟提起以来、弁論準備手続きを重ねる中で、裁判官から市側に対し和解の打診を受けた。

(2) 和解案の内容

和解案内容は、「飯田市が相手方に157万円を支払う」というものである。

(3) 市の考え方……和解案を受け入れる。

*** 金額面での妥当性**

157万円という数値の理論的根拠が示されていないが、市としては、「相手方の当初の主張金額と飯田市の当初の主張金額の間にあるこの金額を総合的に判断して妥当である」と考える。

*** 市民感情を鑑みたうえでの妥当性**

そもそも事の発端は市側の賦課誤りが原因であり、「その責任の大部分は市側にあることを重々承知しており、当市では還付できる基準を持ち合わせていないため、やむを得ず公正な第三者（裁判所）の判断を仰ぐことが妥当である」というところからスタートしたものであり、この度、和解案が示されたことを受け、「この和解案を受け入れることにより、相手方の心情を汲んで早期解決に結びつけることになる」と考える。

(4) 今後の予定

- ・第3回定例会にて議決をいただき、速やかに相手方に金157万円を支払う。

飯田への来訪者がインターネットに接続できる 公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備

H29. 9月補正予算案
6,664千円

目的

2018年「AVIAMA総会・世界人形劇フェスティバル」の開催を控える飯田市は、国内外から多く来訪者が見込まれている。

については、受入体制の充実・強化を図るため、公衆無線LAN(Wi-Fi)を整備し、来訪者(訪日外国人を含む)がインターネットに接続して、飯田の魅力を調べられる、感動した体験を世界へ発信できる、そして、発信された情報を見た人が飯田へ関心を持つ、行きたくなるきっかけづくりをねらう。

また、ブランディングPJ・市内PJの連携により、飯田の魅力や楽しさを紹介するコンテンツを制作し、本年度内に立ち上げるウェブサイトを提供する。

公衆無線LAN(Wi-Fi)整備の計画案

公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備に当たっては、土地利用基本方針で中心拠点に位置付く「まちなか」エリア、交流拠点に位置付く「天龍峡・遠山郷」エリアにおいて、来訪者(訪日外国人を含む)が多く見込まれる公共施設へ整備を計画し、整備効果の広い波及をねらう。

整備する施設は、以下表の10施設を計画する。

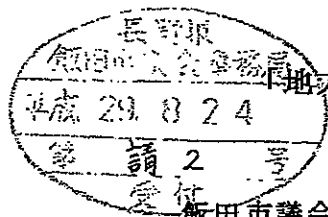
エリア	施設名称	設置箇所
まちなか	まちなかインフォメーションセンター	案内所内
	飯田駅前観光案内所	案内所内
	飯田市立動物園	休憩所内
	飯田市川本喜八郎人形美術館	2階交流ゾーン
	飯田市公民館	1階ロビー
	飯田市立中央図書館	2階フロアー
	飯田市美術博物館	1階ロビー
	飯田市りんご並木三連蔵	施設内
天龍峡	天龍峡百年再生館(天龍峡温泉観光案内所)	案内所内
遠山郷	飯田市上村農産物直売施設はんば亭	施設内

公衆無線LAN(Wi-Fi)整備済の公共施設

まちなか：飯田市役所本庁舎・りんご庁舎、飯田文化会館、エコハウス

天龍峡：天龍峡温泉交流館

遠山郷：ハイランドしらびそ、かぐらの湯、アンバマイ館、旧木沢小学校



「地方財政の充実・強化を求める意見書」の採択を求める請願書

2017年 8 月 24 日

飯田市議会議長
清水 勇 様

請願者

氏名 飯田市職員労働組合

執行委員長 小林 晋

住所 長野県飯田市大久保町2534

電話 0265-23-5819

紹介議員

福澤 克憲

請願趣旨

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

こうした状況にもかかわらず、政府においては、地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の導入や、地方公共団体の基金残高が増加していることに焦点を当てるなど、地域の実情に対する配慮が必ずしも十分とは言えない状況にある。

よって、国において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、平成 30 年度の地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の一層の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債を廃止し、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の運用に当たっては、条件不利地域等、地域の実情に配慮すること。

請願事項

「地方財政の充実・強化を求める意見書」を採択し、政府・関係省庁へ意見書を提出してください。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

こうした状況にもかかわらず、政府においては、地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の導入や、地方公共団体の基金残高が増加していることに焦点を当てるなど、地域の実情に対する配慮が必ずしも十分とは言えない状況にある。

よって、本市議会は、国において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、平成30年度の地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の一層の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債を廃止し、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の運用に当たっては、条件不利地域等、地域の実情に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年9月 日

長野県飯田市議会議長 清水 勇

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣